

## 第四回大阪府庁財政研究会 議事要旨

日時：平成20年9月18日（木）14時00分～17時00分

場所：査定室（本館4階）

下記の4点の検討項目について議論を行った。第二回(9/8)、第三回(9/11)とあわせ当初予定していた全項目の一通りの検討を終えた。

次回(10月中旬予定)までに、事務局において中間的な整理をしておき、再度、意見交換をすることとした。

## 【将来推計をどこまで行うべきか】

検討項目について（委員の主な発言）

- 府債の総枠管理や減債基金借入れの返済管理の姿を見せるには、10年ぐらいの推計が必要。
- 実質公債費比率等健全化法の指標の推計上、長期推計は必要。
- 平成33年度までの「粗い試算」が公表されており、これを変えることは難しい。
- 府民の関心は、家計で言えば、収入で支出がまかなえているか、借金の総額がどれくらいあるのか、それが増えているのか減っているのか、どれくらい貯金を取り、してやりくりしているのかという点にある。この点、「粗い試算」は、これらに対して答える形で府民に安心を与えられるものとなっており、期間も内容も妥当と言える。
- 「粗い試算」では、長きに渡って我慢を強いることになり、職員は夢を持ってない。
- 推計上、平成25年度以降の府債の額を800億円としているが、それで必要な共事業費が担保できるのか。
- 税の伸び率が0成長の場合など、目的にあわせ複数パターンの推計も作成しておく必要があるのでは。
- 長期推計をすれば、必ず短期推計もしているのであり、短期、長期のどちらが良かという問題ではない。推計の精度に課題がある長期推計の必要性が問題だ。
- 長期推計では、税収のブレが大きくなる。少し短い推計も必要。収支の精度の観点からは、3～5年が限界。
- 社会情勢が日に日に変わっている現状では、短期推計も必要。
- 長期推計に必ずしも縛られなくていいのではないか。
- 長期推計がブレるのは仕方がないが、前提条件は、ちゃんと説明できるものであべき。
- 長期推計は、毎年毎年変更すべきではないが、実績と推計値が乖離した場合には府民に対してきちんと説明できなければいけない。説明が困難である場合は、改めて新しい推計を作成し、府民に示すべき。

## 【損失補償のあり方】

### 検討項目について（委員の主な発言）

- 府として真に必要な損失補償契約や、債務保証契約を結んでいるのかチェックする仕組みが必要なのではないか。
- 債務保証契約や損失補償契約を結ぶ際に、必要性、限度額の妥当性等を点検するためのチェック表を作成してはどうか。
- 損失補償や債務保証については、今までも議会の議決（債務負担行為）を得て、適に設定しているはず。
- しかし、地方財政健全化法の成立（損失補償、債務保証の一部が将来負担比率に入）や三セクに対する損失補償が実質的には、法が禁じる債務保証であるとした地裁判決などの状況変化に対応し、精査する必要はある。
- 既存の損失補償契約や債務保証契約を締結した経緯・必要性等を事務局で確認、整理する。

## 【短期貸付金のあり方】

### 検討項目について（委員の主な発言）

- 民間的な発想としては、短期貸付金は借入金の一形態として問題はないのでは。金融機関との問題がないのであれば、問題ないのでは。
- 財源対策として、長期貸付金から短期貸付金に変更したものは、民間より資金調達を行い、損失補償契約や利子補給契約を行ってはどうか。
- 短期貸付金も本来運用にまわせていたはずの府の余剰資金や金融機関からの一時入金を原資としており、府が資金調達コストを負担しているが、長期貸付よりはコストは小さい。
- 財源対策として、長期貸付金から短期貸付金へ変更したものは、元々、長期貸付による政策目的があったはず。
- 府の決算やバランスシート上、単年度貸付金は現れない。現在は、財政のあらましで単年度貸付の状況を公表しているが、決算の補足情報として、貸付状況を公表すれば良いのではないか。
- 府の財政が厳しい中、短期とは言え、貸付けている必要性が府民に説明できるようにしておくべき。
- 議論を進めていくうえで現実的な課題も多い。事務局において、短期貸付金の類型化や課題整理をし再度議論。

## 【基金の活用について】

### 検討項目について（委員の主な発言）

- 社会情勢などに鑑みて、現在も各基金の設置目的が必要なのかの検証が必要。
- 府営住宅整備基金は、本来、土地売却時の国庫補助金の返還がルールであるが、府営住宅の再整備に売却収入を活用するなら返還免除とした制度によるもの。他目

の活用は不可。

- 一般府民や経済界からの寄付を原資の一部にしている基金は、自由な活用はできないはず。
- 減債基金の借入れは、制度的な収入ではなく、財源対策的なものであり、借入れ馴染まないのではないか。
- 基金から一般会計へ繰入運用しているものの返済順位は、減債基金が優先。
- 財政調整基金の残高が13億円しかなく、本来の役割(年度間の財源の不均衡の調整)を果たせていない。
- 運用利息を活用する果実活用型の基金なのに、基金残高の縮減と低金利のため、利息があまり得られていないものもある。これらは存続の是非の整理が必要だ。
- 短期貸付金と同じで基金からの借入金を返す財政的余裕はないのでは。
- 減債基金以外の基金は借入金を返さないのなら、取崩してしまうべきかもしれない。しかし、目的外の取崩しは不可であり、基金を廃止するしかない。
- 現在の寄付の状況や基金設立の経緯等を事務局において整理し、基金の今後について検討すべき。

※読みやすいように事務局で編集している。

<以上